

○三条市障がい者日常生活用具の給付及び貸与に関する規則

平成17年5月1日

規則第80号

改正 平成17年12月9日規則第183号

平成18年3月31日規則第39号

平成18年12月28日規則第56号

平成19年3月30日規則第13号

平成20年9月30日規則第38号

平成21年6月24日規則第24号

平成25年8月6日規則第23号

平成26年12月26日規則第27号

平成27年4月1日規則第28号

平成27年12月28日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障がい者に係る日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用具の種目及び性能等並びに給付等の対象者)

第2条 給付等の対象となる用具の種目等は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

2 用具の給付等の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 別表第1に掲げる用具の給付 同表に定める在宅の身体障害者手帳を所持する者並びに知的障がい者及び知的障がい児並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）（以下この号で「在宅障がい者等」という。）であって当該在宅障がい者等及びその属する世帯の他の世帯員（18歳以上の在宅障がい者等にあつては、その配偶者に限る。）のいずれもが当該年度分（4月から6月までの間にあつては、前年度分）の市民税の所得割の額が46万円未満のもの

(2) 別表第1に掲げる用具の貸与 同表に定める在宅の身体障害者手帳を所持する者で

あって前年分（1月から6月までの間にあっては、前々年分）の所得税が非課税となる世帯に属するもの

(3) 別表第2に定める用具の給付 主に点字により情報を入手する視覚障がい者及び視覚障がい児

3 前2項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により用具の支給を受けることができる場合は、その支給の限度において給付等は行わない。

（用具の給付等の申請）

第3条 別表第1に掲げる用具の給付等の申請をしようとする者又はその扶養義務者は、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、紙おむつ等の給付を申請しようとする者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による指定医（対象者が18歳未満の場合は、障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関に属する医師）が作成する日常生活用具給付意見書（様式第2号）を申請書に添付しなければならない。

2 難病患者等が前項の申請をするときは、医師が作成する日常生活用具給付意見書（様式第2号）を申請書に添付しなければならない。

3 別表第2に掲げる用具（以下「点字図書」という。）の給付の申請をしようとする者又はその扶養義務者は、申請書に給付を希望する点字図書の内容を記載した厚生労働大臣が指定する点字図書給付対象出版施設（以下「出版施設」という。）が発行する点字図書の点字図書発行証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

（用具の給付等の決定）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに用具の給付等を行うかどうかを決定し、用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付券（様式第4号）及び日常生活用具給付決定通知書（様式第5号）又は日常生活用具貸与決定通知書（様式第6号）を、用具の給付等を不適当と決定したときは不給付等決定通知書（様式第7号）を申請者に交付しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに点字図書を給付するかどうかを決定し、点字図書の給付を決定したときは、証明書に証明印を押印し、申請者に交付しなければならない。

（用具の給付等）

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業

者」という。)に委託して行うものとする。

- 2 市長は、用具の貸与を行う場合には、貸与の決定を受けた者又はその扶養義務者との間に用具の貸借に関する契約を締結するものとする。
- 3 用具の給付を受けた者は、その給付を受けた用具が、その耐用年数を経過し、又は故障等により使用ができなくなった場合で、市長が必要と認めるときは、同一の機能を有した用具の給付を受けることができる。

(費用の負担)

第6条 別表第1に掲げる用具の給付を受けた者又はその扶養義務者は、用具の給付に要する費用の一部を負担するものとし、その負担する費用の額は、別表第1に定める基準額の100分の10の額とする。ただし、用具の給付に要する費用の額が別表第1の基準額を下回るときは、その用具の給付に要する費用の額の100分の10の額とする。

- 2 前項の負担する費用の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、負担する費用の額が障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第43条の3に規定する負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を限度とする。
- 4 点字図書の給付を受ける者又はその扶養義務者は、当該給付を受ける点字図書と同内容の一般図書の購入価格に相当する額を負担するものとする。
- 5 用具の給付に要する費用が、別表第1又は別表第2に定める基準額又は給付限度を超える場合は、当該用具の給付を受ける者又はその扶養義務者が、その超える部分の費用を負担するものとする。

(費用の支払)

第7条 別表第1に掲げる用具の給付を受けた者又はその扶養義務者は、用具を納入した業者に、日常生活用具給付券を提出し、前条第1項から第3項まで及び第5項の規定により負担することとされている額を支払うものとする。

- 2 第4条第2項の規定により点字図書の給付の決定を受けた者又はその扶養義務者は、点字図書の納入する出版施設に証明書を提出し、前条第4項及び第5項の規定により負担することとされている額を支払うものとする。
- 3 市長は、用具を納入した業者又は出版施設からの請求により、当該用具の給付に要した費用から前2項の負担額を控除した額を支払うものとする。
- 4 前項の別表第1に掲げる用具を納入した業者の請求は、日常生活用具給付券を添えて行

うものとする。

(電話使用料等の助成)

第8条 市長は、この事業により貸与した福祉電話の借受人に対し、予算の範囲内で電話使用料等(回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料、ユニバーサルサービス料その他の電話基本料金の合計額をいう。)を助成することができる。

2 前項の助成を受けようとする者は、福祉電話使用料等助成申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による助成は、毎月の電話料金の請求書に基づき、助成相当額を借受人に代わって直接当該電話料金の請求者に支払う方法で行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三条市障害者日常生活用具の給付及び貸与に関する規則(平成12年三条市規則第37号)、三条市点字図書給付事業実施要綱(平成12年三条市告示第39号)、栄町日常生活用具の給付及び貸与に関する規則(平成12年栄町規則第20号)又は下田村身体障害者等日常生活用具の給付及び貸与に関する規則(平成12年下田村規則第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月規則第183号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の三条市障害者日常生活用具の給付及び貸与に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に決定される用具の給付に係る費用の負担について適用し、同日前に決定された用具の給付に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月規則第39号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月規則第56号)抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第8条第1項の規定は、平成19年5月分以後の福祉電話の電話使用料等に係る請求について適用し、同年4月分までの福祉電話の電話使用料等に係る請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月規則第38号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の三条市障がい者日常生活用具の給付及び貸与に関する規則は、平成20年7月1日以後に決定された用具の給付に係る費用の負担について適用し、同日前に決定された用具の給付に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年6月規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年8月規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (平成27年4月規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表給付の部紙おむつの項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月規則第45号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

日常生活用具の種目、性能及び基準額

区分	種目	対象者	性能等	基準額（円）	耐用年数
給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の18歳以上の者（音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な場合とする。）	視覚障がい者が容易に使用できるもの	触読式 10,300 音声式 13,300	10年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者	視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	63,100	5年
	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障がいの有すると判定された18歳以	視覚障がい者及び知的障がい者が容易に使用できるもの	41,000	6年

	上の者			
視覚障害者 用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上の学 齢児以上のもの(視覚 障がい者のみの世帯 及びこれに準ずる世 帯)	視覚障がい者(児)が 容易に使用できるもの	9,000	5年
視覚障害者 体重計	視覚障害2級以上の 18歳以上の者(視覚障 がい者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に 使用できるもの	18,000	5年
視覚障害者 用拡大読書 器	視覚に障がいを有す る者で本装置により 文字等を読むことが 可能になる学齢児以 上のもの	画像入力装置を読みた いもの(印刷物等)の 上に置くことで、簡単 に拡大された画像(文 字等)をモニターに映 し出せるもの	198,000	8年
歩行時間延 長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上の学 齢児以上のもの	視覚障がい者(児)が 容易に使用できるもの	7,000	10年
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	視覚障害2級以上の学 齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号 に変換して出力する機 能を有するもので、視 覚障がい者(児)が容 易に使用できるもの	99,800	6年
点字器(標 準型A・B)	視覚に障がいを有す る者	A 32マス18行、両面 書真鍮板製 B 32マス18行、両面 書プラスチック製	A 10,712 B 6,798 (点筆を含む)	7年

点字器（携帯用A・B）	視覚に障がいをもつ者	A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	A 7,416 B 1,699 (点筆を含む)	5年
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障がい者で用具を必要と認められる学齢児以上のもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年
視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上のもの	テレビ音声の受信が可能なもの	29,000	6年
視覚障害者用ICタグリーダー	視覚障害2級以上のもの	識別したい物品に取り付けたICタグの情報を専用機で読み上げることにより、名称その他の情報を容易に認識できる機能等を有するもの	59,800	6年
情報・通信支援用具	視覚又は上肢2級以上の障がいをもつ者で、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）の使用により社会参加が見込まれるものであって、周辺機器等を使用しなければ当該パソコンの操作が困難なもの	障がい者（児）がパソコンを使用する際にその障がいがあるために必要となる周辺機器	100,000	5年
聴覚障害者用屋内信号	聴覚障害2級の18歳以上の者（聴覚障がい	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できる	87,400	10年



装置	者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	もの		
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がいを有する学齢児以上のもので、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用できるもの	71,000	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に障がいを持つ者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	88,900	6年
人工咽頭（笛式）	音声機能又は言語機能に障がいを持つ者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	5,150（気管カニューレ付＋3,193）	4年
人工咽頭（電動式）	音声機能又は言語機能に障がいを持つ者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導	72,203（電池又は充電器を含む）	5年

		き、構音化するもの		
便器（手すり）	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上のもの 2 難病患者等で、常時介護を要する者	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	4,450 (5,400)	8年
特殊便器	1 上肢障害2級以上又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障がいをも有すると判定された学齢児以上のもの 2 難病患者等で、上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの又は知的障がい者（児）を介護しているものが容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
特殊マット	1 下肢若しくは体幹機能障害1級（常時介護を要するものに限る。）の18歳以上の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度若しくは最重度の知的障がいをも有する者として判定された3歳以上のもの若しくは下肢若しくは体幹機能障害2級以上の3歳以上18歳	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能（マット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。）を有するもの	19,600	5年

	未満のもの 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者			
特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の18歳以上の者 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上18歳未満の者	テーブルを備えたもの	33,100	5年
訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上18歳未満のもの 2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	159,200	8年
特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要するものに限る。）の学齢児以上のもの 2 難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）又は難病患者等若しくは介護者が容易に使用できるもの	67,000	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に家族等他人の介助を要	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるも	82,400	5年

	する者に限る。)の3の 歳以上の者			
体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の下着交換等に家族等他人の介助を要する学齢児以上のもの 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	障がい者（児）又は難病患者等若しくは介助者が容易に使用できるもの	15,000	5年
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能に障がいをする学齢児以上の者、肢体不自由で発声・発語に著しい障がいをする学齢児以上のもの又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障がいをする者と判定された者で用具が必要と認められる学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用できるもの	98,800	5年
入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能に障がいをする者で、入浴に介助を必要とする3歳以上のもの 2 難病患者等で、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）又は難病患者等若しくは介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除	90,000	8年

		く。		
移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上の者 2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	介助者が重度身体障がい者（児）又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
移動・移乗支援用具	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者 2 難病患者等で、下肢が不自由な者	次の性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい者（児）又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	60,000	8年
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1 下肢、体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障がい（移動機能障害に限る。）を有する障害等級3級以上の者。ただし、特殊	障がい者（児）又は難病患者等の移動等を円滑にする小規模な住宅改修で、次に掲げる用具の購入費及び工事費 ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止及び移動	200,000	—

	便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者	の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更		
	2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修		
頭部保護帽 (オーダーメイドA・B)	肢体に障がい有り、医師が必要と認める者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料とするもの B スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの	A 15,656 B 37,852	3年
頭部保護帽 (レディメイドA・B)	肢体に障がい有する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料とするもの B スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの	A 12,524 B 30,282	3年
頭部保護帽	児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度又は最重度の知的障がい有する者として判定さ	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160	3年

	れたもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの			
収尿器（男性用A・B）	肢体に障がいをもつる者	採尿器と蓄尿袋で構成され尿の逆流防止装置を付けたラテックス製又はゴム製のもの A 普通型 B 簡易型	A 15,862 B 11,742	1年
収尿器（女性用A・B）	肢体に障がいをもつる者	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付採尿袋20枚を1組とする。	A 17,510 B 12,154	1年
T字状・棒状のつえA	肢体に障がいをもつる者	主体 木材（十分な強度を有するもの。） 外装 ニス塗装	2,266（夜光剤付+422、全面夜光剤付+1,236、外装に白色又は黄色ラッカー使用+267）	3年
T字状・棒状のつえB	肢体に障がいをもつる者	主体 軽金属 外装 塗装なし	3,090（夜光剤付+422、全面夜光剤付+1,236、外装に白色又は黄色ラッカー使用+267）	3年

透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う18歳以上の者又は腎臓機能障害3級以上の3歳以上18歳未満の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能に障がい を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の者	障がい者が容易に使用できるもの	17,000	10年
ネブライザー	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい を有する者で用具を必要と認められる学齢児以上の者 2 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者	障がい者（児）又は難病患者等若しくは介護者が容易に使用できるもの	36,000	5年
火災警報器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者 又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度若しくは最重度（火災発生の感知及び避難が著しく困難	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500	8年



		な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の知的障がいを有する者として判定されたもの			
自動消火器	1	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度若しくは最重度(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の知的障がいを有する者として判定されたもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	28,700	8年
	2	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
電気式たん吸引器	1	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がいを有する	障がい者(児)又は難病患者等若しくは介護者が容易に使用できる	56,400	5年

	<p>者で用具を必要と認められる者</p> <p>2 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者</p>	もの		
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	<p>難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者</p>	<p>呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。</p>	157,500	5年
ストーマ装具（消化器系）	<p>ぼうこう若しくは直腸機能に障がいを有する者又は小腸機能に障がいを有し、用具を必要と認められる者</p>	<p>低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製</p>	8,858（1箇所当	—
ストーマ装具（尿路系）	<p>ぼうこう若しくは直腸機能に障がいを有する者又は小腸機能に障がいを有し、用具を必要と認められる者</p>	<p>低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製</p>	11,639（1箇所	—
紙おむつ等	<p>1 ぼうこう若しくは直腸機能に障がいを有し、身体の状態により、ストーマ装具では対応できない者又は二分脊椎、脳性麻痺等脳原性運動機能に障がい</p>	<p>紙おむつ・脱脂綿・さらし・ガーゼ等衛生用品で、ストーマ装具の代わりとなるもの</p>	12,360	—

		<p>を有する者で判定により必要と認められるもの</p> <p>2 障害等級2級以上の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度以上若しくは最重度の知的障がい者を有する者として判定されたものであって、紙おむつの使用を必要とするもの（65歳以上の者にあつては、65歳未満のときから、引き続いて紙おむつ等の給付を受ける者に限る。）</p>			
貸与	福祉電話	<p>難聴者又は外出困難な身体障害2級以上の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる18歳以上のもの（身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）</p>	障がい者が容易に使用できるもの	—	—
	緊急通報装	ひとり暮らしの重度	障がい者が身につける	—	—

置	身体障がい者等	ことが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能なもの	
---	---------	--	--

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がいの場合は、表中の上肢下肢又は体幹機能の障がいに準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 ストマ用装具及び紙おむつ等の給付については、次のように取り扱うものとする。
  - (1) 暦月を単位に6月分を上限として日常生活用具給付券の交付をすることができるものとする。
  - (2) 別表第1に規定する範囲で1月に必要とする額の2倍の額を、日常生活用具給付券1枚に記載して給付することができるものとする。
  - (3) 日常生活用具給付券は、申請1回につき3枚まで一括に交付することができるものとする。

別表第2（第6条関係）

点字図書の給付対象及び給付限度

種類	給付対象	給付限度
点字図書	点字により作成された図書で、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	給付対象者1人につき、1箇年点字図書6タイトル又は24巻とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。



様式第1号(第3条関係)  
(その2)

日常生活用具貸与申請書

(宛先)三条市長		申請年月日 年 月 日													
		(申請者)													
		住 所													
		氏 名													
		個人番号 <span style="float: right;">㊟</span>													
		<table border="1" style="width: 100%; height: 15px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>													
		対象者との続柄													
		電 話													
次のとおり日常生活用具の貸与申請をします。															
対 象 者	住 所														
	ふりがな 氏 名			個人番号											
	生年月日	年 月 日	性 別		電 話										
身体障害者手帳		手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日										
		障がい種別			障がい等級	級									
疾 患 名		(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)													
貸与を受ける 日常生活用具															
該当する所得区分		生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上													
生活保護への移行予 防措置に関する認定		<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。													
現在の住まいの状況		住 宅	1 自 宅 2 貸 家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用								
現在の介護の状況		入 浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともし ていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使 用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部・全部) 3 自分でできる								
貸 与 上 特 に 希 望 す る 事 項															
備 考															

様式第1号(第3条関係)  
(その3)

日常生活用具給付申請書(住宅改修費給付用)

(宛先)三条市長		申請年月日 年 月 日						
		(申請者)						
		住 所						
		氏 名						
		個人番号 <span style="float: right;">㊟</span>						
		電 話						
		対象者との続柄						
次のとおり日常生活用具(住宅改修費)の給付申請をします。								
対 象 者	住 所							
	ふりがな 氏 名			個人番号				
	生年月日	年 月 日	性 別	電 話				
身 体 障 害 者 手 帳	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日				
	障がい種別			障がい等級 級				
疾 患 名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)							
該当する所得区分	生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上							
生活保護への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。							
給付を希望する理由								
改修を行う住宅の住所								
改 修 工 事 内 容	区 分		居宅生活動作補助用具					
	1 手すりの取付け 2 床段差の解消 3 床材の変更 4 床の取替え	5 便器の取替え 6 その他 ( )	1 便器 2 手すり 3 スロープ 4 その他 ( )					
過 去 の 日 常 生 活 用 具 等 の 給 付 又 は 貸 与 の 状 況	区 分	給付形態	給付等年月日	給付等内容				
	日常生活用具	給付・貸与	年 月 日					
	住宅改修費	給付	年 月 日					
現在の住まいの状況	住 居	1 自 宅 2 借 家	借家の場合 貸主許諾	1 承 諾 2 否 (いつ承諾を得るか)	浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともし ていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助を必要 用 2 便器(携帯用)使 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部・全部) 3 自分でできる		
備 考								

様式第2号（第3条関係）

日常生活用具給付意見書

氏 名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生		
住 所			
障がいの部位又は疾患名			
必要とする日常生活用具			
症 状	（日常生活用具を必要とする身体の状況等）		
在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか	（難病患者等の場合のみ記入すること。）		
日常生活用具の使用による効果の見込み			
その他特記事項			

以上のとおり診断します。

年 月 日

医 療 機 関 名

医 療 機 関 所 在 地

担 当 医 師 名



※紙おむつ等の給付を申請する場合、意見書を作成できる医師は次のとおりです。

- ・対象者が18歳未満の場合は、更生医療指定医療機関の担当医師
- ・対象者が18歳以上の場合は、身体障害者福祉法による指定医師



様式第3号(第3条関係)

点 字 図 書 発 行 証 明 書

給付申請者

氏名

住所

電話番号

給付申請図書

図 書 名

出版施設名

㊦

価 格

巻 数

自己負担額

給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明する。

年 月 日

三条市長

印

様式第4号(第4条関係)

日常生活用具給付券

給付番号	第 号	給付決定日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
住所			
保護者氏名		続柄	
給付する用具名 (型式、規模等)			
業者	名称		
	所在地		
	電話		
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円 (見積額と基準額の差額)	円
月額負担上限額		円 (基準額内自己負担額)	
円		計 円	
上記のとおり決定する。			
年 月 日			
三條市長 			
業者の納入した日	給付を受けた者又は扶養する者により受領した額	受領業者名及び年月日	
年 月 日			
		年 月 日	
受領	受領年月日	年 月 日	受領者名
			 本人との続柄

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

様

三条市長 

日常生活用具給付決定通知書

次のとおり決定したので通知します。

対象者	住所					
	ふりがな氏名					
	生年月日	年 月 日	性別		電話	
給付番号			決定年月日		年 月 日	
決定内容						
業者	名称					
	所在地					
	電話					
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額			
円	円	円	円			
月額負担上限額			(見積額と基準額の差額)	円		
			(基準額内自己負担額)	円		
		円	計	円		

<注意事項>

- 1 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは固く禁じられています。
- 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。

様式第6号（第4条関係）

日常生活用具貸与決定通知書

第 号  
年 月 日

様

三条市長

印

次のとおり決定したので通知します。

貸与番号	第号	貸与決定日	年月日
対象者	住所		
	フリガナ 氏名		
	生年月日		性別
貸与する用具名			
注意事項	1 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは固く禁じられています。 2 1に違反した場合には、貸与の取消しを行うことがあります。 3 用具の一部又は全部を損傷し、又は滅失した場合には、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従ってください。 4 用具を必要としなくなったときは、速やかに市長に申し出てください。		

様式第7号(第4条関係)

年 月 日

様

三条市長 印

不 給 付 等 決 定 通 知 書

年 月 日に申請された日常生活用具の給付申請については、次の理由により給付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

--

2 不給付の理由

--

様式第8号（第8条関係）

福祉電話使用料等助成申請書

年 月 日

(宛先) 三条市長

住 所 三条市

氏 名



次のとおり申請します。

なお、世帯の収入状況を地方税法に基づく課税台帳により確認されることを承諾します。

対 象 者	住 所 等	三条市 電話番号
	氏 名	
	性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日( 歳)
対 象 費 用	電 話 使 用 料 等	回線使用料、屋内配線使用料、 電話機使用料、ユニバーサル サービス料その他の電話基本料 金相当額

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第4条関係)

様式第7号 (第4条関係)

様式第8号 (第8条関係)